

令和8年3月6日

京都府監査委員 能 勢 昌 博  
同 藤 山 裕紀子  
同 森 敏 行  
同 橋 本 幸 三

## 定 期 監 査

## 監査の結果

## 【部局別】

## (1) 総務部

## 府有資産活用課

## (指摘)

随意契約の公表を行っていなかったもの  
(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の内容について共有し、他に随意契約の公表漏れの案件がないか点検したところ、同様の事例がないことを確認した。

また、本件の公表については、府ホームページに令和7年7月分の情報として掲載した。

今後は、施行（会計課への提出）を失念しないよう、改めて課内に周知するとともに、会計事務月次点検の際には、併せて随意契約の公表漏れがないか再度点検を行うなど、再発防止に努めることとした。

## (2) 文化生活部

## 文教課

## (指摘)

補助金の実績報告書類の不備・不足を是正させることなく額の確定を行っていたもの  
(措置の内容)

監査後、令和6年度の当該事業については、不足資料等を収集し、補助要件に適合していることを確認した。

また、補助金等の交付に関する規則の内容を課内で十分周知した。特に誤りが発生しやすい年度末・年度初めには改めて確認を徹底するよう周知することとした。

さらに、書類の不備や不足を見逃すことのないよう、複数人でのチェックを徹底するなど、誤りを未然に防止することができる体制を構築することとした。

## (3) 農林水産部

## ① 農村振興課

## (指摘)

電波利用料の支払が遅延し延滞金が発生していたもの

## (措置の内容)

監査終了後、請求書ボックスを設置し、複数の職員で支払手続の進捗を確認することができるようにした。また、請求書等を受領した場合は、支払期限を待たず、速やかに支払手続を開始することを組織で共有し、徹底することとし

## 監 査 委 員

## 8年監査公表第1号

令和7年度に執行した監査の結果（令和7年9月29日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

た。

請求書等の支払状況については、会計事務月次点検の支払漏れ防止重点チェックリストに新たな項目を追加することで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

② 流通・ブランド戦略課

(指摘)

変更契約に際し予定価格調書を作成していなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(4) 建設交通部

指導検査課

(要望)

補助金について有効性の観点から改善の余地があるもの

(措置の内容)

監査終了後、課内会議において要望事項の説明を行い、今後の補助金運用について協議した。

今後は、より有効な補助事業とするため、講習会の実施方針等を定めた京都府インフラ維持管理担い手育成事業補助金交付要領を作成し、厳正に審査することとした。